

八王子市特別支援教育移行計画実施要領  
(東京都特別支援教育モデル事業)

この実施要領は、「八王子市特別支援教育移行計画」(平成15年11月5日教育委員会決定)に基づき、特別支援教育移行事業実施に伴う当面のガイドラインとして「小中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(文部科学省)を準用するほか、特別支援教育移行事業実施に関する必要な事項を定める。

1. 移行事業全般

【教育委員会】

- (1) 教育委員会は、移行事業実施における検証を踏まえ取り組みの充実を図るため、「八王子市特別支援教育推進協議会」を設置し、移行事業(モデル事業)の実施に関する諸課題を検討及び協議する。
- (2) 特別支援教育推進協議会は、学校関係者、心理職、学校精神科医、保護者、盲・聾・養護学校、教育委員会関係者等で構成する。
- (3) 教育委員会は、教職員全体及びコーディネーターへ特別支援教育に関する専門研修を実施しスキルアップを図る。
- (4) 教育委員会は、学校内で支援困難な個別事例を支援するため、専門家による専門家チームを設置する。
- (5) 教育委員会は、教育・保健・医療・福祉・NPO等の各専門分野での就学前から卒業後の必要な相談、教育支援を行う相談ネットを構築し、その相談ネットを各学校内の委員会の相談窓口として位置付ける。
- (6) 教育委員会は、特別支援教育コーディネーター連絡会を実施する。

【全学校】

- (7) 全学校は、校内の委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターを指名する。
- (8) 全学校は、校内の委員会において、学校内の特別な教育支援が必要な児童生徒の実態を把握するとともに具体的支援策を検討する。
- (9) 校内の委員会は、各学校の実態に応じてその構成員を設定し、適宜開催する。
- (10) 特別支援教育コーディネーターは、学校長が指名し、校内の委員会、校外支援の連絡調整を行う。
- (11) 校内の委員会は、特別な教育支援が必要な児童生徒について保護者の同意を得ながら個別指導計画を作成し、所管する。
- (12) 特別な教育支援が必要な児童生徒の指導は、原則として校内の教職員が共通認識の基、実施する。

- ( 1 3 ) 校内の委員会は、個別指導計画及びその指導経過を踏まえ、定期的にその教育的効果について評価し、必要に応じ個別指導計画を修正する。

#### 【外部支援】

- ( 1 4 ) 外部支援として、校内の委員会は、必要に応じて、盲・聾・養護学校の相談窓口、特別な教育支援が必要な児童生徒に対する専門指導方法及び個別指導の支援を相談する。
- ( 1 5 ) 外部支援として、校内の委員会は、必要に応じて、学校心理士による巡回相談を利用し、心理的側面から行動観察を行い、専門家による指導の助言を得る。
- ( 1 6 ) 外部支援として、校内の委員会は、必要に応じて、学校医等医療関係機関を相談窓口とし医療の側面から指導の助言を得る。

#### 【コーディネーター】

- ( 1 7 ) コーディネーター連絡会にてケース検討を行い、実践的指導方法の向上と支援策の情報交換等を行う。
- ( 1 8 ) コーディネーターは、連絡会により習得した知識・技術・情報を各学校へフィードバックし、学校全体のスキルアップを図る。

## 2 . 重点地域または重点校（モデル校）

教育委員会は、特別支援教育移行事業を効果的かつ円滑に実施するため、地域または学校を指定し、重点的に移行事業の実践・研究・検証を行う。重点校（モデル校）は、固定学級・通級学級・通常学級それぞれから指定するものとする。

重点校（モデル校）は、「小中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（文部科学省）を活用しながら特別支援教育移行事業を実施し、定期的に事例検討会、研究報告会等で検証しながら、その成果を教育委員会へ報告する。

#### 重点校への支援体制等

- ( 1 ) 重点校には、専門家（学校心理士）による巡回相談を優先的に実施し、専門的な心理的側面から保護者の理解を図るとともに、学校における指導上の助言を実施する。
- ( 2 ) 重点校には、校内児童の実態把握、個別指導計画作成、具体的な実践方法などについて、心身障害学級担任教諭、都立盲・聾・養護学校教諭及び非常勤講師等が援助に当たる。
- ( 3 ) 重点校には、移行事業実施に必要な経費（学生ボランティア交通費、巡回経

費、指導補助員賃金等)として、東京都委託費の一部を市教育委員会から配分する。

#### 【知的障害・固定学級】

- (1) 知的障害固定学級では、障害の程度に応じて通常学級との交流時間を増やす。
- (2) 障害の程度が軽度な児童生徒については、可能な限り通常学級での指導を試みる。
- (3) 上記児童生徒について、通常学級での特別支援教育を支援するため、心身障害学級担任教諭または非常勤講師等による指導支援を行う。
- (4) 個別指導計画は、保護者の同意を得、校内を組織する全職員が共通認識する。
- (5) 個別指導計画は、その指導経過を踏まえ、各学校内において定期的にその教育的効果について評価し、必要に応じ個別指導計画を修正する。

#### 【情緒障害・通級学級】

- (1) 情緒障害通級学級では、通級児童生徒の障害の程度に応じた在籍校での特別支援教育による実践的指導について取り組む。
- (2) 上記児童生徒について、在籍校での特別支援教育を支援するため、心身障害学級担任教諭又は非常勤講師等による指導支援を行う。

#### 【言語障害・通級学級】

- (1) 言語障害通級学級では、通級児童の障害の程度に応じた在籍校での特別支援教育による実践的指導方法について取り組む。
- (2) 上記児童生徒について、在籍校での特別支援教育を支援するため、心身障害学級担任教諭又は非常勤講師等による指導支援を行う。

#### 【通常学級】

- (1) 通常学級の担任は、学級内の特別な教育ニーズのある児童生徒の実態を把握し、校内の委員会での検討を踏まえ、多様な支援を行う。
- (2) 特別支援教育移行事業を実施するため、必要に応じて心身障害学級担任教諭又は非常勤講師等による指導支援を受ける。

### 3. 保護者の理解推進

- (1) 地域や保護者に対し、特別支援教育に関する理解促進のため、一般市民向け特別支援教育移行事業説明会を平成16年度早期に実施する。
- (2) 学校における保護者会等にて特別支援教育移行実施計画の説明を実施するとともに、地域差を踏まえた特別支援教育の理解促進を図る。

#### 4. 今後の計画

- (1) 特別支援教育推進協議会は、年度毎に各学校の実態を把握し、指導支援方法等を検証するとともに、必要に応じて指導支援方法等の修正を行う。
- (2) 各年度の移行計画実施の検証内容は、東京都教育委員会へ報告するとともに東京都の特別支援教育計画への反映を図る。